



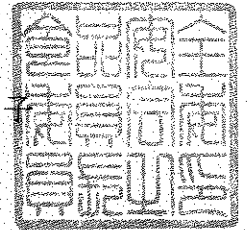
府 食 第 473 号

平成 22 年 6 月 17 日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 22 年 1 月 4 日付け厚生労働省発食安 0104 第 1 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められたアセキノシルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

アセキノシルの一日摂取許容量を 0.022 mg/kg 体重/日と設定する。